

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、荒牧空調工業株式会社（所在地 栃木県さくら市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 6 年 12 月 26 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 笠原 光義
電話 ０２５－３７０－６６４７（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 松浦 千恵
電話 ０２５－３７０－６６５０（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
荒牧空調工業株式会社	栃木県さくら市卯の里 1－1 2－9

2. 指名停止措置期間： 令和 6 年 12 月 26 日～令和 7 年 2 月 25 日（2 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を継続して受審せず、同法施行令で定める建設工事を発注者から直接請け負うことができない期間が生じていたにもかかわらず、この間にさくら市が発注する氏家小学校ほか給食室空調機改修工事を直接請け負っていた。このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文に該当するとして、令和 6 年 11 月 21 日栃木県知事から監督処分（指示）を受けた。

5. 措置理由

上記 4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 13 号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内